

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

株式会社ハウズドゥ

代表取締役社長CEO 安藤正弘

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って、2021年9月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 京都市南区西九条院町17
都ホテル 京都八条 地階 陽明殿（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお飲み物、お土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第13期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での検温、マスク着用にご協力ください。健康状態によっては入場をお断りさせていただく場合がございますことをご了承ください。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
4. 当社ウェブサイト <https://www.housedo.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年9月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年9月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年9月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

印刷枚数

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

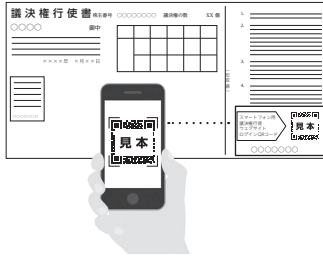
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

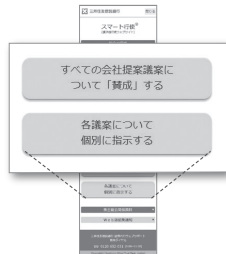
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

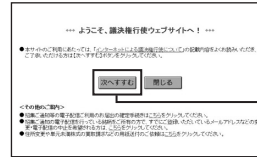
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

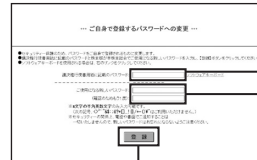
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いているものの、基調としては持ち直しており、企業収益や業況感は全体として改善傾向となりました。しかしながら、依然として感染収束時期が見通せない中、先行き不透明な状況が長期化しており、外部環境の変化には引き続き十分留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、他業種では対面型サービスを中心に経済活動が低めで推移する中、日銀の金融緩和政策継続や住宅取得支援政策を背景に、住宅需要は引き続き堅調に推移しました。このような状況の下、当社グループにおきましては、2022年6月期を最終年度とする中期経営計画に基づいた成長強化事業への積極的な投資継続を行い、これまでに培った基盤を活かした持続的成長モデルへの移行に努めてまいりました。フランチャイズ事業における加盟店舗数拡大及びサービスの拡充と、ハウス・リースバック事業における賃貸用不動産の取得による安定収益の確保と流動化等によるキャピタルゲインでの収益拡大、金融事業における不動産担保融資や金融機関との提携によるリバースモーゲージ保証事業により様々な資金ニーズに不動産を活用する「不動産＋金融」の取り組みを強化してまいりました。

また、不動産売買仲介事業を基盤とした、仲介・買取・リフォームの三位一体モデルで事業シナジーを効かせた「住まいのワンストップサービス」は継続し、従来の不動産売買事業における直営店エリアを中心とした販売用不動産の仕入強化、中古＋リフォーム受注などにより、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は39,037百万円(前期比18.7%増)、営業利益は2,589百万円(同36.7%増)、経常利益は2,514百万円(同46.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,616百万円(同56.9%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

1) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業におきましては、積極的な広告宣伝活動に加え、店舗数の増加に伴う知名

度及びコーポレートブランド価値、信用力向上が新たな事業の柱や既存事業とのシナジーを求める異業種からの新規参入や、同業種からの加盟獲得につながっており、新規加盟は順調に推移しました。また、集客及び営業活動等へのオンライン活用により業務効率及び生産性が向上し、当連結会計年度における新規加盟契約数は142件、累計加盟契約数は702件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォロー体制の強化や各種新規サービスの開発及び提携企業の拡充を進め、当連結会計年度における新規開店店舗数は140店舗、累計開店店舗数は616店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は3,236百万円(前期比12.5%増)、セグメント利益2,226百万円(同23.5%増)となりました。

2) ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック事業では、不動産を活用した資金調達方法として、老後の生活資金や事業資金への活用などさまざまなニーズに応じてまいりました。当連結会計年度の直営店出店による対応エリア拡大及び積極的な広告宣伝・人材投資を継続したことで問い合わせ及び取扱い件数は順調に増加し、当連結会計年度におきましては、新規に801件を取得し、684件を再売買、処分及びファンドや不動産買取会社等へ売却しました。また、保有不動産は累計339件となり、賃貸用不動産として運用しました。

その結果、セグメント売上高は13,323百万円(前期比12.4%減)、セグメント利益が1,653百万円(同16.5%減)となりました。

3) 金融事業

金融事業では、グループの強みである全国ネットワークの査定力を活かし、不動産の活用により顧客の資金ニーズに対応する「不動産＋金融」の取組に注力してまいりました。当連結会計年度におきましては不動産担保融資を167件実行し、また、リバースモーゲージ保証事業では新規提携金融機関の開拓と金融機関との連携による需要喚起に注力し、新規に221件の保証を行いました。

その結果、セグメント売上高は1,084百万円(前期比10.7%増)、セグメント利益が76百万円(同334.1%増)となりました。

4) 不動産売買事業

不動産売買事業では、グループシナジーを活かし、直営店エリアの仲介顧客ニーズに合った物件の仕入れ強化に注力してまいりました。住宅ローンの超低金利が続く中、消費者の住宅購入に対するニーズは底堅さを維持しており、コロナ禍においても継続して積極的な仕入れを行ったことにより充実した商品在庫が順調に売却へと進み、取引件数は710件（前期比112.6%増）となりました。

その結果、セグメント売上高は14,624百万円（前期比105.9%増）、セグメント利益が1,082百万円（同217.9%増）となりました。

5) 不動産流通事業

不動産流通事業は、不動産売買仲介事業で構成されております。住宅ローンの超低金利継続による実需の底堅さを背景に、ホームページ、新聞折り込み広告やテレビ・ラジオCM等のメディアを利用した広告宣伝に加え、地域密着型のポスティング戦略を通じて集客に注力してまいりました。注力事業への人員シフトの中でも実需の堅調な推移に下支えられ、仲介件数は3,163件（前期比2.2%増）となりました。

その結果、セグメント売上高は1,914百万円（前期比4.4%減）、セグメント利益が596百万円（同3.8%増）となりました。

6) リフォーム事業

リフォーム事業では、不動産売買仲介事業との連携による中古住宅＋リフォーム受注や、住宅設備メーカー等とコラボレーションしたリフォームイベントを積極的に開催することで集客に繋げてまいりました。前期下半期にはコロナ禍の影響により受注が減少しましたが、1回目の緊急事態宣言解除後は回復が見られ、当連結会計年度における契約件数は1,836件（前期比9.4%増）、完工件数は1,791件（同2.3%増）となりました。

その結果、セグメント売上高は2,715百万円（前期比3.2%増）、セグメント利益が171百万円（同48.3%増）となりました。

7) 小山建設グループ

小山建設グループでは、埼玉県草加市を中心に、駅近立地の営業店舗を拠点とした地域密着のネットワークと情報力を活かした営業を展開し、不動産売買・仲介及び不動産賃貸管理・仲介に注力してまいりました。

その結果、セグメント売上高は2,127百万円（前期比2.8%増）、セグメント利益が127百万円（同24.6%増）となりました。

事業別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第12期 (2020年6月期) (前連結会計年度)		第13期 (2021年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
フランチャイズ事業	2,877	8.8%	3,236	8.3%	359	12.5%
ハウス・リースバック事業	15,201	46.2%	13,323	34.1%	△1,877	△12.4%
金融事業	980	3.0%	1,084	2.8%	104	10.7%
不動産売買事業	7,102	21.6%	14,624	37.5%	7,522	105.9%
不動産流通事業	2,002	6.1%	1,914	4.9%	△88	△4.4%
リフォーム事業	2,631	8.0%	2,715	7.0%	83	3.2%
小山建設グループ	2,069	6.3%	2,127	5.4%	57	2.8%
その他の	13	0.0%	10	0.0%	△3	△22.0%
合計	32,878	100.0%	39,037	100.0%	6,159	18.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は14,754百万円でその主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック物件の取得 10,728百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

ハウス・リースバック事業

使用目的変更に伴う販売用不動産へ振替 9,199百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金9,410百万円の調達を行いました。また、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行19行と総額6,550百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントにかかわる借入未実行残高は300百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2018年 6 月期)	第 11 期 (2019年 6 月期)	第 12 期 (2020年 6 月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2021年 6 月期)
売 上 高(百万円)	22,517	31,546	32,878	39,037
経 常 利 益(百万円)	1,908	3,003	1,716	2,514
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,279	2,006	1,030	1,616
1 株当たり当期純利益 (円)	74.94	103.38	52.94	82.87
総 資 産(百万円)	30,621	40,386	54,243	57,306
純 資 産(百万円)	9,686	11,263	11,578	12,877
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	498.52	577.84	592.27	656.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出してあります。
2. 当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2018年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2019年6月期の期首より適用しており、2018年6月期の金額については、遡及適用後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2018年 6 月期)	第 11 期 (2019年 6 月期)	第 12 期 (2020年 6 月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年 6 月期)
売 上 高(百万円)	20,125	28,714	27,596	30,520
経 常 利 益(百万円)	1,528	2,477	1,233	1,296
当 期 純 利 益(百万円)	1,068	1,637	759	843
1 株当たり当期純利益 (円)	62.57	84.38	39.00	43.24
総 資 産(百万円)	21,871	27,642	36,634	39,821
純 資 産(百万円)	9,115	10,324	10,372	10,891
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	469.08	529.51	530.37	554.82

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出してあります。
2. 当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2018年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハウストゥ住宅販売	5	100.0	不動産売買仲介業等
株式会社フィナンシャルドゥ	1,799	(注)2 100.0	不動産担保融資・保証事業等
株式会社ピーエムドゥ	10	100.0	プロパティマネジメント
株式会社京葉ビルド	90	100.0	不動産賃貸業等
株式会社小山建設	50	100.0	不動産売買仲介及び賃貸仲介、 建設業等
株式会社小山不動産	10	(注)3 100.0	不動産売買仲介及び賃貸仲介、 管理業等
株式会社ハウストゥ・ジャパ ン (注)1	3	100.0	不動産売買業等

(注) 1. 当社子会社である株式会社草加松原住建について、2020年7月1日付で、商号を株式会社ハウストゥ・ジャパンに変更いたしました。

2. 2021年6月22日付で、株式会社フィナンシャルドゥの株式を全て取得いたしました。

3. 議決権比率は間接保有を含んでおります。なお、2021年7月27日付で、株式会社小山不動産の株式を全て取得いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いているものの、基調としては持ち直しており、企業収益や業況感は全体として改善傾向となりました。しかしながら、依然として感染収束時期が見通せない中、先行き不透明な状況が長期化しており、外部環境の変化には引き続き十分留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、他業種では対面型サービスを中心に経済活動が低めで推移する中、日銀の金融緩和と政策継続や住宅取得支援政策を背景に、住宅需要は引き続き堅調に推移しました。一方で、米中を中心とした住宅木材の需要増加を背景とした「ウッドショック」による木材価格の高騰・供給不足の影響には留意する必要があります。

このような環境の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 主要事業の強化と事業シナジーの強化

当社グループは、「全てのエリアにハウスドゥ お客様のより近くに安心、便利な窓口を創り出す。」をビジョンに、その窓口たる直営店及びフランチャイズチェーンを全国に張り巡らせることを目指しています。そして、住宅・不動産業界における社会的な問題やお客様の不便さを解決することを事業化し、全国の店舗ネットワークを通じてサービスを提供してまいります。

顧客接点である不動産流通事業の営業店舗を事業活動の拠点となる地域に出店することにより、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客嗜好等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、事業シナジーを強化することで事業基盤の拡大を図ってまいります。

また、人口減少や少子高齢化により、中長期的には住宅の新築着工戸数は減少傾向にあるものの、一方で中古住宅流通市場は、政府政策においても既存住宅流通及びリフォーム市場を2018年時点の12兆円から20兆円に増加させることを長期的目標に掲げております（出所：国土交通省、2021年3月「住生活基本計画（全国計画）」）。このことから、同業他社や、他業界からも既存住宅流通関連事業への参入の動きがあり、当社グループは、各事業の連携（事業シナジー）を高めるとともに、不動産流通事業を基盤として、集客を増やし、取引件数を増やすことで、関連事業のサービス（受注）の機会を増やし、お客様満足度の向上を図ってまいります。

② ブランド戦略と首都圏への展開

当社グループは、タレントで元プロ野球選手の古田敦也氏をイメージキャラクターに起用し、全国的にテレビCMを実施しており、お客様に安心・信頼のイメージを打ち出すとともに、とりわけ首都圏での認知度アップ・ブランド力向上を図り、フランチャイズ加盟店の増加に繋げております。広告宣伝効果に加え、店舗数増加に伴うブランド価値や信用力向上効果もあり、フランチャイズ加盟検討企業の増加や、従来買い手の仲介契約が多かったところをフランチャイズチェーン全体において、売り手の相談増に繋がっております。更なる仲介契約の増大を図り、取引の機会増加を図ってまいります。

③ フランチャイズ加盟店開発強化

不動産業界は、情報サービス化の方向で業界再編が進んでいます。大手はより規模を拡大し、住宅業界や建設資材関係大手も不動産業ネットワークを構築しようとする動きがあります。公益財団法人不動産流通近代化センター発行の2021不動産業統計集（3月期改訂）によると、不動産業界はその95%超が従業員10名未満の中小零細企業であり、顧客の信頼を得るため、ネットワークに属する動きが加速するものと考えます。そのような中、当社グループは、新規地域進出を含め、更なる加盟店ネットワーク規模の拡大のために積極的な募集活動を進めてまいります。グループのテレビ・ラジオCM等のメディア・ブランド戦略の実施と合わせて、加盟店募集活動に注力いたします。

また、加盟店の業務支援サービス（特に教育・研修）の拡充とサービスレベルの向上を行い、加盟店の業績向上をアシストし、増店を推進してまいります。一方で、フランチャイズネットワークのサービスレベルに達しない、あるいは達する見込みがない加盟店については、入れ替え等の施策を実施することでフランチャイズチェーン全体のサービスレベルの向上を図ってまいります。

④ 販売用不動産の取得

当社グループは、直営店エリアでお客様のニーズのある仕入れをより強化し、販売、リフォーム、建築に繋げることで、フランチャイズ加盟店情報を通じた仕入れに加え、不動産業者ネットワークの構築と、「家・不動産買取専門店」のチャンネルで直営店を出店し、売主からの直接仕入れ情報の収集や、地域不動産業者からの仕入れのルート構築を図り、多岐にわたる仕入れ情報のチャンネルを構築することで安定した販売用不動産の取得を可能にしております。

⑤ ハウス・リースバック事業強化

当社グループにおいて2013年10月からスタートした、住みながらその家を売却できる「ハウス・リースバック」事業が好調で、反響対応、コンサルティングセールスの人員の増強が必要であります。個人住宅のセールアンドリースバック商品であり、売買、賃貸の両スキームで対応を要し、また、お客様それぞれのニーズも異なるため、販売員のセールススキルが求められます。安定した賃料収益と売却によるキャピタルゲインを得ることが可能な収益性の高い事業として、当社グループにおける中核事業と位置付けて経営資源を投下し、不動産売買事業や不動産流通事業からの人員シフト及び新規採用や、更なる集客のための広告宣伝に投資をしております。顧客反響の中にはリバースモーゲージや不動産担保ローンの顧客層からのニーズも多く、当該ニーズを汲み取りビジネスチャンスに繋げるべく、金融機関との提携やグループ会社の株式会社フィナンシャルドゥにおいて、金融事業も推進しております。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが必要と考えており、最も重要な経営課題の一つとして、2020年9月制定のコーポレートガバナンス・コードに沿って、積極的強化に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、内部通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、お客様の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しております。CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）職を中心とし、日常業務における関連法令遵守の監督を徹底するとともに、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の定期的開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定等を行っております。また、社内啓蒙活動を実施し、厳正な管理による企業の社会的責任（CSR）を重視した透明性のある管理体制の構築を図っております。

⑧ 成長事業への経営資源の配分

当社グループは、各事業において人材採用ニーズがありますが、景気回復と実需の底堅さから各企業の採用ニーズは高く、有効求人倍率は年々上昇傾向にあります。そのような環境下で、当社グループは、成長過程にあります。より収益性を高めるため、グループ内の成長性と安定性の高いフランチャイズ事業とハウス・リースバック事業、金融事業に優先して経営資源を注いでまいります。直営店の出店については、成長強化事業への人員シフトと直営店への人員採用と、マネジメントを担う店長の教育とその成長を確認し、フランチャイズ加盟店の加盟進捗を見極めながら進めてまいります。

⑨ 財務管理の強化

当社グループは、販売用不動産、事業用地並びに資産の取得資金を主として金融機関からの借り入れによって賄い、負債における有利子負債の占める割合が高く金利動向に大きな影響を受ける財務構造となっておりましたが、「ハウス・リースバック資産の流動化」によるリファイナンス、新株式発行による自己資本の充実により、金利情勢、金利動向に影響を受けやすい財務構造の課題改善に努め、成長強化事業を中心とした事業拡大への投下資本を拡大することが可能となっております。今後も、投下資本の拡大、早期回収による安定的な収益の確保を行い、強靱な財務基盤の構築を図り、競争力の強化に取り組んでまいります。また、取引金融機関との良好な関係維持により、取引関係の強化を図り、相互理解を深めつつ、円滑な資金調達並びに調達コストの低減に努めてまいります。

⑩ 人材採用育成の強化

当社グループが手掛ける各事業を拡大する上で、人的サービスの占める割合は高く、当社グループは人材を最も重要な経営資源として位置付け、他社との差別化を図っていく考えであります。

当社グループは、将来の中核を担う人材としての新卒社員の採用を強化し、今後についても当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。こうした観点から、潜在能力の高い新卒の採用と、早期に戦力化を図るために効果的な教育研修を実施してまいります。さらに、当社グループの成長速度を促進するために、人材採用については競争が激しい中、新卒だけではなく、能力が高く即戦力になる中途採用も積極的に増やしていく考えであります。

また、営業部門、管理部門に限らず、すべての職種においてライフイベントに応じてキャリアを継続することができるようにワークライフバランス制度を取り入れております。今後さらに、社員一人ひとりの成長をサポートできる仕組みを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

事業区分	事業内容
フランチャイズ事業	不動産売買仲介・賃貸のフランチャイズ展開
ハウス・リースバック事業	ハウス・リースバック
金融事業	不動産担保融資、リバースモーゲージ保証
不動産売買事業	不動産売買
不動産流通事業	不動産売買仲介
リフォーム事業	リフォーム、新築住宅の建設工事の請負
小山建設グループ事業	不動産売買・仲介、不動産賃貸管理・仲介
その他の	(欧米流) 不動産エージェンツ業、海外事業に係る各種取引

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年6月30日現在)

① 当社

京都本店：京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

東京本社：東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

支店：埼玉県上尾市、愛知県半田市、奈良県橿原市、沖縄県那覇市、
大阪市北区、名古屋市西区、静岡市葵区

② 子会社

株式会社ハウズドゥ住宅販売：埼玉県川越市（注）

株式会社フィナンシャルドゥ：大阪市北区

株式会社ピーエムドゥ：京都市中京区

株式会社京葉ビルド：東京都千代田区

株式会社小山建設：埼玉県草加市

株式会社小山不動産：埼玉県草加市

株式会社ハウズドゥ・ジャパン：京都市中京区

(注) 株式会社ハウズドゥ住宅販売は、2021年7月1日付で「奈良県橿原市醍醐町267番地の1」へ本店を移転しました。

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フランチャイズ事業	72 (12)名	5名減 (1名増)
ハウス・リースバック事業	144 (63)名	17名増 (4名増)
金融事業	54 (17)名	5名増 (5名増)
不動産売買事業	53 (9)名	8名増 ()
不動産流通事業	168 (57)名	44名減 (16名減)
リフォーム事業	81 (19)名	5名減 (4名増)
小山建設グループ事業	58 (14)名	5名減 (3名増)
全社 (共通)	208 (18)名	84名増 (2名増)
合計	838 (209)名	55名増 (3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
488(98)名	71名増(10名増)	35.7歳	4.2年

- (注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
京都中央信用金庫	4,333
株式会社三井住友銀行	4,332
株式会社きらぼし銀行	3,933
大阪厚生信用金庫	2,280
株式会社千葉銀行	1,718

(注)企業集団にて記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

1. 当社子会社である株式会社ハウズドゥ住宅販売について、2021年7月1日付で、本店所在地を奈良県橿原市醍醐町267番地の1に変更いたしました。
2. 当社子会社である株式会社フィナンシャルドゥについて、2021年6月22日付で、株式を全て取得いたしました。
3. 当社子会社である株式会社小山不動産について、2021年7月27日付で、株式を全て取得いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,556,000株
- ③ 株主数 8,745名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有限会社AMC	6,946,000	35.51
安藤 正弘	2,103,700	10.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	738,300	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	671,000	3.43
木下 圭一郎	582,000	2.97
MSIP CLIENT SECURITIES	477,536	2.44
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	309,331	1.58
金城 泰然	300,000	1.53
京都中央信用金庫	224,000	1.14
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 5)	150,700	0.77

(注) 持株比率については、自己株式(514株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権			
発行決議日		2015年9月25日	2017年9月26日	2017年9月26日			
新株予約権の数		840個	60個	60個			
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 336,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき200株)			
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり180,000円 (1株当たり450円)	新株予約権 1個当たり184,000円 (1株当たり920円)	新株予約権 1個当たり184,000円 (1株当たり920円)			
権利行使期間		2018年7月1日から 2025年10月12日まで	2020年10月25日から 2023年10月24日まで	2022年10月25日から 2025年10月24日まで			
行使の条件		(注) 1	(注) 2	(注) 2			
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	新株予約権の数	834個	新株予約権の数	60個	新株予約権の数	60個
		目的となる株式数	333,600株	12,000株	12,000株		
		保有者数	2名	2名	2名		
	社外取締役 (監査等委員を除く。)	新株予約権の数	1個	1個	1個		
		目的となる株式数	1株	1株	1株		
		保有者数	1名	1名	1名		
	監査等委員	新株予約権の数	6個	1個	1個		
		目的となる株式数	2,400株	1株	1株		
		保有者数	2名	1名	1名		

		第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
発行決議日		2018年1月29日	2018年11月19日
新株予約権の数		1,980個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 396,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 2,500円	新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり277,600円 (1株当たり1,388円)	新株予約権 1個当たり134,200円 (1株当たり1,342円)
権利行使期間		2021年10月1日から 2028年3月4日まで	2022年11月19日から 2024年11月18日まで
行使の条件		(注)3	(注)4
役員 の保 有 状 況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く。)	新株予約権の数 1,920個	新株予約権の数 25個
		目的となる株式数384,000株	目的となる株式数 2,500株
		保有者数 6名	保有者数 3名
	社外取締役 (監査等委員を除く。)	新株予約権の数 20個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 4,000株	目的となる株式数 一株
		保有者数 1名	保有者数 一名
	監査等委員	新株予約権の数 40個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 8,000株	目的となる株式数 一株
		保有者数 2名	保有者数 一名

(注) 1. ① 新株予約権者は2016年6月期から2020年6月期までにおいて、下記(a)乃至(e)に掲げる各条件のいずれかを達成した場合、最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

- (a) 2016年6月期の経常利益が13億円を超過していること
- (b) 2017年6月期の経常利益が14億円を超過していること
- (c) 2018年6月期の経常利益が15億円を超過していること
- (d) 2019年6月期の経常利益が16億円を超過していること
- (e) 2020年6月期の経常利益が17億円を超過していること

- ② 上記①にかかわらず、2016年6月期から2020年6月期までのいずれかの期において、下記(a)及び(b)に掲げる各条件を同時に達成した場合には、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- (a) 経常利益が13億円を超過していること
- (b) 売上高経常利益率が10%を超過していること
- ③ 上記①及び②における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。
- ④ 新株予約権者は、上記①または②の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- (a) 2018年7月1日から2019年6月30日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1
- (b) 2019年7月1日から2020年6月30日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- (c) 2020年7月1日から2025年10月5日まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑦ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. ① 新株予約権者は2021年6月期から2025年6月期までにおいて当社が下記(a)乃至(e)に掲げる各条件のいずれかを達成した場合、最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。ただし、本新株予約権の発行後、下記の条件の達成前に当社の経常利益の額が8億円を一度でも下回った場合には、その後に下記の条件を達成したとしても、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (a) 2021年6月期の経常利益が26億円を超過していること

- (b) 2022年6月期の経常利益が27億円を超過していること
- (c) 2023年6月期の経常利益が28億円を超過していること
- (d) 2024年6月期の経常利益が29億円を超過していること
- (e) 2025年6月期の経常利益が30億円を超過していること

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、上記①の条件が満たされた場合に、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- (a) 上記①の経常利益の目標が達成された有価証券報告書の提出日から1年間

当核本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%

- (b) 上記(a)の期間を経過した後1年間

当核本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%

- (c) 上記(b)の期間を経過した後、行使期間の満了まで

当核本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員含む）、または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当核本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 本新株予約権は1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2021年 6 月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	安 藤 正 弘	CEO 株式会社ハウズドゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ピーエムドゥ 代表取締役 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役 株式会社京葉ビルド 代表取締役 株式会社小山建設 取締役 株式会社小山不動産 取締役 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役 有限会社AMC 代表取締役 株式会社A&M 代表取締役
取 締 役 副 社 長	松 本 裕 敦	CHO 兼 CTO 株式会社小山建設 取締役 株式会社小山不動産 取締役
専 務 取 締 役	富 田 数 明	CFO 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役
常 務 取 締 役	富 永 正 英	株式会社ハウズドゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ピーエムドゥ 代表取締役 株式会社京葉ビルド 代表取締役 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役
取 締 役	佐 藤 淳	CCO 兼 CLO
取 締 役	服 部 達 也	株式会社ピーエムドゥ 取締役 株式会社京葉ビルド 取締役 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 取締役
取 締 役	出 雲 豊 博	いずも不動産鑑定株式会社 代表取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	藤 田 勉	株式会社日本戦略総合研究所 代表取締役 合同会社ジェイアドバイザリー 代表社員 R I Z A P グループ株式会社 社外取締役 株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役 株式会社ZUU 社外取締役
取 締 役	本 多 利 枝	林法律事務所 弁護士
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	古 山 利 之	株式会社ハウズドゥ住宅販売 監査役 株式会社ピーエムドゥ 監査役 株式会社フィナンシャルドゥ 監査役 株式会社京葉ビルド 監査役 株式会社小山建設 監査役 株式会社小山不動産 監査役 株式会社ハウズドゥ・ジャパン 監査役
取締役 (監査等委員)	山 本 邦 義	中小企業金融円滑化センター株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	吉 田 豊 道	吉田豊道総合会計税務事務所 所長 株式会社リッチウェイ 監査役 エフクリエイト株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役出雲豊博氏、取締役藤田勉氏及び取締役本多利枝氏並びに取締役(監査等委員)山本邦義氏及び取締役(監査等委員)吉田豊道氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)古山利之氏は、常勤監査等委員であります。金融機関の法人部門での長年の経験と事業会社にてCFO・監査等委員などの経営経験を有しております。当社の事業内容全般に精通する常勤者として情報収集の実効性向上を強化するため、同氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員)吉田豊道氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役出雲豊博氏及び取締役本多利枝氏並びに取締役(監査等委員)山本邦義氏及び取締役(監査等委員)吉田豊道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2020年9月24日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、安田育生氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約には免責額の定めを設けておりません。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等決定の件】

2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役（「監査等委員である取締役」を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、当該方針を下記のとおりとします。

記

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の「基本報酬」（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いと個人の評価等に応じて算出された額を「役員賞与」（金銭報酬）として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、「新株予約権（ストックオプション）」報酬とし、定時株主総会終了後に開催する取締役会で付与の有無を決定の上、毎年一定の時期に、無償で付与するものとする。その内容及び付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行う。

取締役会及び下記「5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に基づき委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員報酬の協議機関である報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ、同委員会と十分協議を行った上で決定をしなければならないこととする。なお、新株予約権（ストックオプション）報酬については、個人別の割当株式数を取締役会において決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	161 (18)	160 (18)	— (—)	— (—)	10 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (12)	24 (12)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	185 (30)	184 (30)	— (—)	— (—)	13 (6)

- (注) 1. 上表には、2020年9月24日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第9期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

5. 取締役会は、代表取締役安藤正弘に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役出雲豊博氏は、いずも不動産鑑定株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役藤田勉氏は、株式会社日本戦略総合研究所の代表取締役及び合同会社ジェイアドバイザリーの代表社員であり、また、RIZAPグループ株式会社、株式会社ドリームインキュベータ及び株式会社ZUUの社外取締役を兼任しております。当社は合同会社ジェイアドバイザリーとアドバイザリー契約を締結しております。当社と株式会社日本戦略総合研究所、RIZAPグループ株式会社、株式会社ドリームインキュベータ及び株式会社ZUUの間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役本多利枝氏は、林法律事務所の弁護士であります。当社と林法律事務所の間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）山本邦義氏は、中小企業金融円滑化センター株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）吉田豊道氏は、吉田豊道総合会計税務事務所の所長であり、また、株式会社リッチウェイ及びエフクリエイト株式会社の監査役を兼任しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	出 雲 豊 博	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、不動産鑑定士及び会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役	藤 田 勉	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役	本 多 利 枝	<p>2020年9月24日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業法務またコーポレート・ガバナンスの観点から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	山 本 邦 義	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ、主に経験豊かな会社経営者の観点から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、出席した監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	吉 田 豊 道	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査等委員会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、出席した監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が32回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 P w C 京都監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、同委員会作成の「会計監査人チェックシート」に基づいて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項に基づき同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議しております。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念・グループステートメント、コンプライアンス規程及びその他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督します。また、職務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用します。さらに、職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、内部監査、監査等委員会監査の実施により確認します。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。また、反社会的勢力対応マニュアル等を制定して社内体制を整備し、暴力追放運動推進センターと連携するとともに、社内における教育研修を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社グループの取締役の職務執行にかかわる情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査等委員、外部監査人等が閲覧、謄写可能な状態とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めたリスク管理規程を制定し、当該規程に基づく当社グループのリスク管理体制を構築、運用します。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき、重要事項について審議・決定を行います。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めています。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行います。また、コンプライアンス規程及び関連規程に基づき、当社グループにおける業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とします。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、使用人を置くものとします。なお、当該使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。また、当該使用人は当該業務に関して監査等委員会の指揮命令に従うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとしております。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行います。財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行います。また、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反、または不正な行為を発見したときは、監査等委員会に報告します。

なお、監査等委員会への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保することとします。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役と監査等委員の定期的な意見交換会を開催し、外部監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。また、役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めます。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① コンプライアンスの必要性・重要性を周知徹底し法令遵守に関する意識の醸成を図るためコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備及び啓蒙活動を行っております。また、グループ企業の適正を確保するため、監査等委員、内部監査室の連携による内部統制及び会計監査を実施いたしました。
- ② 当社グループ内における全体及び各部門におけるリスクを洗い出し解消するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、評価、解消方法の検討、解消までの進捗確認を行っております。
- ③ 執行役員以上と必要に応じて議案に関係のある者をメンバーとしたグループ会議を週1回開催し、また、当社グループ内の事業に関連する法規制及び契約知識等修得のためのコンプライアンス研修を適宜行うなど、意識及び知識を深めております。メンバーからはその他の使用人にも当該研修内容の共有化を図っております。
- ④ 内部監査室が定期的に内部監査を実施し、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、業務が法令、定款、社内規程等に照らし、適正に行われているか検証を行いました。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,271,379	流動負債	20,860,280
現金及び預金	16,819,713	工事未払金	551,979
完成工事未収入金	116,125	短期借入金	10,351,994
売掛金	62,948	1年内償還予定の社債	512,000
販売用不動産	9,000,052	1年内返済予定の長期借入金	5,639,011
仕掛販売用不動産	2,479,165	未払金	819,073
未成工事支出金	138,316	未払費用	476,206
営業貸付金	9,751,001	未払法人税等	663,490
その他	941,237	未払消費税等	187,302
貸倒引当金	△37,183	未成工事受入金	269,319
固定資産	18,035,049	前受金	542,019
有形固定資産	13,741,649	賞与引当金	106,191
建物及び構築物	5,940,554	資産除去債務	11,246
土地	7,766,777	完成工事補償引当金	4,461
その他	34,317	販売促進引当金	6,616
無形固定資産	990,808	その他	719,367
のれん	567,145	固定負債	23,569,137
その他	423,662	社債	1,610,000
投資その他の資産	3,302,591	長期借入金	20,155,195
投資有価証券	1,658,962	長期預り保証金	1,223,393
繰延税金資産	355,067	繰延税金負債	467,371
その他	1,315,894	資産除去債務	88,708
貸倒引当金	△27,332	完成工事補償引当金	24,468
資産合計	57,306,428	負債合計	44,429,418
		(純資産の部)	
		株主資本	12,876,017
		資本金	3,374,337
		資本剰余金	3,392,832
		利益剰余金	6,109,309
		自己株式	△461
		その他の包括利益累計額	△41,046
		その他有価証券評価差額金	△42,437
		為替換算調整勘定	1,391
		新株予約権	42,039
		純資産合計	12,877,010
		負債純資産合計	57,306,428

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	39,037,708
売上原価	26,123,580
売上総利益	12,914,127
販売費及び一般管理費	10,324,923
営業利益	2,589,204
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,497
匿名組合投資利益	147,032
受取手数料	15,154
受取保険金	13,343
違約金収入	21,045
還付消費税等	43,428
持分法による投資利益	319
その他	50,672
営業外費用	
支払利息	285,966
支払手数料	60,498
その他	22,131
特別利益	2,514,101
固定資産売却益	9
新株予約権戻入益	493
ゴルフ会員権売却益	427
特別損失	
固定資産売却損	628
固定資産除却損	26,644
投資有価証券評価損	5,282
減損	16,774
その他	4,827
税金等調整前当期純利益	2,460,874
法人税、住民税及び事業税	889,514
法人税等調整額	△45,518
当期純利益	1,616,877
親会社株主に帰属する当期純利益	1,616,877

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,359,831	3,378,326	4,862,747	△461	11,600,442
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	14,506	14,506			29,012
剰 余 金 の 配 当			△370,315		△370,315
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,616,877		1,616,877
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	14,506	14,506	1,246,562	-	1,275,574
当 期 末 残 高	3,374,337	3,392,832	6,109,309	△461	12,876,017

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘	その他の包括利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△52,684	△4,240	△56,925	35,143	11,578,660
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					29,012
剰 余 金 の 配 当					△370,315
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,616,877
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	10,246	5,632	15,879	6,896	22,775
当 期 変 動 額 合 計	10,246	5,632	15,879	6,896	1,298,350
当 期 末 残 高	△42,437	1,391	△41,046	42,039	12,877,010

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,416,281	流動負債	13,622,858
現金及び預金	9,773,863	工事未払金	361,274
完成工事未収入金	514,659	短期借入金	5,750,000
売掛金	61,328	1年内償還予定の社債	452,000
販売用不動産	6,153,787	1年内返済予定の長期借入金	4,630,222
仕掛販売用不動産	482,709	未払金	723,305
未成工事支出金	167,590	未払費用	247,390
前渡金	145,587	未払法人税等	318,083
前払費用	236,892	未払消費税等	100,081
関係会社短期貸付金	2,500,000	未成工事受入金	261,455
その他の	396,524	前受り金	441,490
貸倒引当金	△16,661	預り金	148,059
固定資産	19,404,809	前受り収益	112,923
有形固定資産	9,198,820	賞与引当金	53,340
建物	3,800,610	資産除去債務	11,246
構築物	15,493	完成工事補償引当金	4,461
船舶	0	販売促進引当金	6,616
車両運搬具	1,404	その	904
工具、器具及び備品	10,361	固定負債	15,306,440
土地	5,370,949	社債	1,420,000
無形固定資産	398,586	長期借入金	12,719,083
商標権	2,734	長期預り保証金	1,095,204
借地権	7,415	資産除去債務	47,685
ソフトウェア	328,963	完成工事補償引当金	24,468
その他	59,474	負債合計	28,929,299
投資その他の資産	9,807,402	(純資産の部)	
投資有価証券	1,557,581	株主資本	10,892,188
関係会社株式	7,073,420	資本金	3,374,337
出資金	126,850	資本剰余金	3,392,832
長期前払費用	507,222	資本準備金	3,392,832
繰延税金資産	194,189	利益剰余金	4,125,480
その他の	348,141	その他利益剰余金	4,125,480
貸倒引当金	△3	別途積立金	75,000
資産合計	39,821,090	繰越利益剰余金	4,050,480
		自己株式	△461
		評価・換算差額等	△42,437
		その他有価証券評価差額金	△42,437
		新株予約権	42,039
		純資産合計	10,891,790
		負債純資産合計	39,821,090

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年7月1日から)
(2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		30,520,459
売上原価		22,106,010
売上総利益		8,414,448
販売費及び一般管理費		7,090,659
営業利益		1,323,789
営業外収益		
受取利息及び配当金	39,683	
匿名組合投資利益	147,032	
受取約束手数料	16,560	
違約金収入	20,045	
還付消費税等	43,428	
その他	55,580	322,330
営業外費用		
支払利息	276,117	
支払手数料	57,639	
その他	15,985	349,742
経常利益		1,296,377
特別利益		
新株予約権戻入益	493	
ゴルフ会員権売却益	427	920
特別損失		
固定資産除却損	4,839	
投資有価証券評価損	5,282	
ゴルフ会員権評価損	672	
関係会社株式評価損	4,155	
減損損失	14,555	29,505
税引前当期純利益		1,267,792
法人税、住民税及び事業税	468,081	
法人税等調整額	△43,968	424,113
当期純利益		843,678

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,359,831	3,378,326	75,000	3,577,117	3,652,117	△461	10,389,812
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	14,506	14,506					29,012
剰 余 金 の 配 当				△370,315	△370,315		△370,315
当 期 純 利 益				843,678	843,678		843,678
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	14,506	14,506	－	473,363	473,363	－	502,375
当 期 末 残 高	3,374,337	3,392,832	75,000	4,050,480	4,125,480	△461	10,892,188

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△52,684	△52,684	35,143	10,372,271
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				29,012
剰 余 金 の 配 当				△370,315
当 期 純 利 益				843,678
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,246	10,246	6,896	17,143
当 期 変 動 額 合 計	10,246	10,246	6,896	519,519
当 期 末 残 高	△42,437	△42,437	42,039	10,891,790

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月25日

株式会社ハウスドゥ
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 本 眞 吾 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 透 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハウスドゥの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハウスドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月25日

株式会社ハウスドゥ
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山 本 眞 吾 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 透 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウスドゥの2020年7月1日から2021年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年8月24日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するため、吸収分割契約締結を承認することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月25日

株式会社ハウスドゥ 監査等委員会

取締役（監査等委員・常勤） 古山利之 ㊟

取締役（監査等委員） 山本邦義 ㊟

取締役（監査等委員） 吉田豊道 ㊟

(注) 監査等委員山本邦義及び吉田豊道は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当につきましては経営上の重点施策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期末の普通配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
配当総額 586,664,580円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、グループガバナンスの強化及び経営資源配分の最適化並びに次世代に向けた経営人材の育成、機動的な組織体制構築を推進する観点から、2022年1月1日（予定）を効力発生日として、当社の不動産売買事業及びリフォーム事業を当社の100%子会社である株式会社ハウスドゥ・ジャパンに承継する吸収分割（以下「本吸収分割①」といいます。）及び当社のフランチャイズ事業を当社の100%子会社である株式会社ハウスドゥ住宅販売に承継する吸収分割（以下「本吸収分割②」といいます。）を行うことで、持株会社（同日付で「株式会社And Doホールディングス」へ商号変更予定。）へ移行いたします（なお、いずれも会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割により行います。）。これに伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。

なお、本議案に係る定款変更につきましては、附則を設け、本吸収分割①及び本吸収分割②の効力が生じることを条件として、変更の効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

（変更する条文のみ記載。下線部は変更部分。）

現行定款	変更案
<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、株式会社ハウスドゥと称し、英文では、<u>HOUSE DO Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>	<p>（商号）</p> <p>第1条 当社は、株式会社And Doホールディングスと称し、英文では、<u>&Do Holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～29.（省 略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと<u>並びに次の事業を営む会社等及びこれに相当する事業を営む外国会社等の株式又は持分を所有することにより当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1.～29.（現行どおり）</p>
<p>第3条～第41条（省 略）</p>	<p>第3条～第41条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第9期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第9期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。</p> <p>(定款の効力発生に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> <u>第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、当社の不動産売買事業及びリフォーム事業を株式会社ハウストゥ・ジャパンに承継する吸収分割並びに当社のフランチャイズ事業を株式会社ハウストゥ住宅販売に承継する吸収分割の効力が発生することを条件として効力を発生するものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>本条の規定は、その効力発生をもって自動的に削除されるものとする。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、意思決定の迅速化を図るため1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あんどう まさひろ 安藤 正弘 (1965年6月11日)	1985年4月 ㈱戸田建設 入社 1991年4月 三伸住販(後の㈱AMC、当社が2013年7月に吸収合併) 代表取締役 1997年3月 ㈱アンドエマ (後の㈱ハウスドゥ京都、当社が2013年7月に吸収合併) 設立 代表取締役 1998年7月 ㈱安藤工務店 (後の㈱ハウスドゥ京都、当社が2013年7月に吸収合併) 設立 代表取締役 2000年10月 ㈱AMC 代表取締役 (現任) 2009年1月 ㈱ハウスドゥ・フランチャイズ・システムズ (現：当社) 設立 代表取締役 2010年3月 ㈱ハウスドゥ住宅販売設立 代表取締役 (現任) 2011年11月 ㈱ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング (現：㈱ピーエムドゥ) 設立 代表取締役 (現任) 2012年2月 ㈱ハウスドゥローンサービス (現：㈱フィナンシャルドゥ) 設立 代表取締役 2015年7月 当社 代表取締役社長 CEO 兼 営業統括本部長 2016年7月 当社 代表取締役社長 CEO (現任) 2018年2月 ㈱京葉ビルド 代表取締役 (現任) 2019年8月 ㈱小山建設 取締役 (現任) 2019年8月 ㈱小山不動産 取締役 (現任) 2019年8月 ㈱草加松原住建 (現：㈱ハウスドゥ・ジャパン) 取締役 2019年8月 ㈱A&M 代表取締役 (現任) 2020年7月 ㈱ハウスドゥ・ジャパン 代表取締役 (現任) 2020年12月 ㈱フィナンシャルドゥ 代表取締役 (現任)	2,103,700株
◇選任の理由 当社創業者として、当社事業に関する豊富な知識と経験を活かし、事業拡大を図り、当社グループ全体の経営を牽引しております。また、グループ全体の方向性の明示や監督機能として期待できるものとし、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	まつもと ひろあつ 松本 裕敦 (1963年3月30日)	1987年4月 日本電信電話(株)入社 2003年8月 (株)エヌ・ティ・ティ・エムイー神奈川 取締役 2006年7月 日本電信電話(株) 総務部門 人事人材開発部長 2010年7月 エヌ・ティ・ティ国際通信(株) 取締役 2015年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 取締役 2018年1月 当社 入社 2018年4月 当社 CHO 兼 CTO 兼 ITソリューション本部長 兼 ITイノベーション部長 2018年8月 当社 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 2018年9月 当社 取締役 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 2019年1月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 2019年8月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 兼 キャリアデザイン室長 2019年8月 (株)小山建設 取締役(現任) 2019年8月 (株)小山不動産 取締役(現任) 2019年8月 (株)草加松原住建(現:(株)ハウズドゥ・ジャパン) 取締役 2019年9月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 兼 キャリアデザイン室長 兼 報酬諮問委員(現任)	2,800株
◇選任の理由 取締役副社長CHO兼CTOとして総務人事部門、情報システム部門を中心とした体制構築と強化に貢献しており、その実績から取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	とみた かずあき 富田 数明 (1955年5月25日)	1979年4月 ㈱滋賀銀行 入行 2001年6月 ㈱滋賀銀行 梅田支店長 2008年4月 (一財)日本バプテスト連盟医療団 出向 管理部長 2010年3月 (一財)日本バプテスト連盟医療団 入職 専務理事 事務局長 2016年1月 当社 入社 2017年6月 当社 財務部長 2017年11月 当社 執行役員 管理本部長 兼 財務部長 2018年3月 当社 執行役員 管理本部長 兼 財務部長 兼 不動産ファンド事業部長 2018年8月 当社 執行役員 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 不動産ファンド事業部長 2018年9月 当社 取締役 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 不動産ファンド事業部長 2019年1月 当社 専務取締役 CFO 兼 経営戦略本部長 兼 財務部長 2019年9月 ㈱フィナンシャルドゥ 取締役 2020年1月 当社 専務取締役 CFO 兼 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 経理部長 2020年7月 ㈱フィナンシャルドゥ 代表取締役 (現任) 2020年8月 当社 専務取締役 CFO 兼 経営戦略本部長 兼 財務部長 (現任)	4,800株
◇選任の理由 専務取締役CFOとして経理・財務部門を統率し、また経営戦略の策定と推進に貢献しており、その実績から取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	とみなが まさひで 富永正英 (1980年12月1日)	2003年4月 ㈱オリエントハウジング (現:当社) 入社 2010年4月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役 2013年7月 当社 取締役 2015年6月 当社 執行役員 収益不動産事業部長 2016年7月 当社 執行役員 ハウス・リースバック事業部長 2017年5月 ㈱ピーエムドゥ 代表取締役 2018年2月 ㈱京葉ビルド 取締役 2018年6月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役 2018年7月 ㈱京葉ビルド 代表取締役 (現任) 2018年9月 当社 取締役 ハウス・リースバック事業部長 2019年9月 ㈱ピーエムドゥ 代表取締役 (現任) 2020年1月 当社 取締役 ハウス・リースバック事業部長 兼 F C 事業部長 2020年1月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役 兼 営業部長 2020年2月 当社 常務取締役 ハウス・リースバック事業部長 兼 F C 事業部長 2020年7月 当社 常務取締役 ハウス・リースバック事業部長 (現任) 2020年7月 ㈱ハウストゥ・ジャパン 代表取締役 (現任) 2021年3月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役 (現任)	32,600株
	◇選任の理由 ハウス・リースバック事業を担当する常務取締役として、当社グループの事業活動に豊富な知識と経験を有し、 更なる事業の拡大に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
5	さとう あつし 佐藤 淳 (1963年4月22日)	1994年4月 最高裁判所司法研修所 入所 1996年4月 弁護士登録 渡邊隆法律事務所 入所 2001年4月 法律事務所 玲 開設 2011年1月 東京地方裁判所 司法委員 2012年10月 最高裁判所 民事調停官 2017年9月 当社 入社 2018年1月 当社 CLO 2018年9月 当社 取締役 CLO 2019年8月 当社 取締役 CCO 兼 CLO (現任)	400株
	◇選任の理由 弁護士資格を有しており、その長年の経験から現在も取締役CCO兼CLOとして各種案件に対応しております。 今後も社内法務並びにリスク管理の中心として貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	はっとり たつや 服部 達也 (1965年10月27日)	1989年12月 ㈱総販 入社 2001年10月 アップリフォームジャパン㈱(後の㈱ハウスドゥ京都、当社が2013年7月に吸収合併) 入社 2009年9月 ㈱ハウスドゥ・フランチャイズ・システムズ(現:当社) 取締役 2010年3月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 取締役 2011年6月 当社 専務取締役 2011年12月 ㈱ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング(現:㈱ピーエムドゥ) 取締役 2012年2月 ㈱ハウスドゥローンサービス(現:㈱フィナンシャルドゥ) 代表取締役 2015年7月 当社 取締役 CCO 2015年7月 ㈱ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング(現:㈱ピーエムドゥ) 代表取締役 2015年9月 当社 取締役 CCO 兼 施工管理事業部長 2016年7月 当社 取締役 CCO 2018年7月 ㈱京葉ビルド 取締役(現任) 2018年7月 ㈱ピーエムドゥ 取締役(現任) 2019年8月 当社 取締役(現任) 2020年7月 ㈱ハウスドゥ・ジャパン 取締役(現任)	22,800株
◇選任の理由 リフォーム事業部を担当する取締役として、当社グループの事業活動に豊富な知識と経験を有し、更なる事業の拡大に貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	ふじた つとむ 藤田 勉 (1960年3月2日)	<p>1982年4月 山一証券㈱ 入社</p> <p>1997年10月 メリルリンチ投信投資顧問㈱ 入社</p> <p>2000年8月 シティグループ証券㈱ 入社</p> <p>2010年10月 シティグループ証券㈱ 取締役 副会長</p> <p>2016年2月 ㈱日本戦略総合研究所 代表取締役 (現任)</p> <p>2016年6月 シティグループ証券㈱ 顧問 (現任)</p> <p>2017年4月 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授 (現任)</p> <p>2017年7月 一橋大学大学院フィンテック研究フォーラム 代表 (現任)</p> <p>2018年4月 合同会社ジェイアドパイザリー 代表社員 (現任)</p> <p>2018年6月 当社 経営諮問委員</p> <p>2019年9月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年6月 R I Z A Pグループ㈱ 社外取締役 (現任)</p> <p>2021年6月 ㈱ドリームインキュベータ 社外取締役 (現任)</p> <p>2021年6月 ㈱Z U U 社外取締役 (現任)</p>	1,000株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>長年にわたる金融機関及び企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、引き続き当該経験等を活かして当社経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待して社外取締役候補者といたしました。</p>			
8	※ いけだ ゆういち 池田 唯一 (1959年10月2日)	<p>1982年4月 大蔵省 入省</p> <p>2014年7月 金融庁総務企画局長 (金融庁総務企画局企業開示課長、市場課長、企画課長、総務企画局参事官、総務企画局審議官、総務企画局長などを歴任)</p> <p>2018年8月 日本銀行理事 (2020年9月退任)</p>	— 株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>会社の経営に参加したことはありませんが、長年にわたる大蔵省、金融庁及び日本銀行での要職を歴任した豊富な経験と知見を有しており、我が国の財政金融政策に尽力されてきた観点から、当該経験等を活かして当社経営について取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待して社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 藤田勉氏及び池田唯一氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 藤田勉氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 当社は、藤田勉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、池田唯一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 6. 本議案における各氏は池田唯一氏をのぞき、現在いずれも当社の取締役であるところ、当社は保険会社との間で、新任の取締役候補者である池田唯一氏を除く各氏を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時（2021年9月1日時点）においても同内容での更新を予定しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約には免責額の定めを設けておりません。
 7. 藤田勉氏及び池田唯一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ふるやま としゆき 古山利之 (1958年2月24日)	1981年4月 ㈱第一相互銀行（現：㈱三井住友銀行） 入行 同行板橋支店支店長、板橋法人営業部長、 西新宿法人営業部長などを歴任 2009年4月 ㈱キャンドウ 入社 管理部 次長 2011年1月 ㈱キャンドウ 執行役員 管理部 経理 財務部長 2011年12月 ㈱キャンドウ 執行役員 管理本部 本部長 2012年2月 ㈱キャンドウ 取締役 管理本部長 2014年2月 ㈱キャンドウ 常務取締役 2017年2月 ㈱キャンドウ 取締役（監査等委員） 2019年3月 当社入社 経営戦略本部財務部 マネージャー 2019年9月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2019年9月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 監査役（現任） 2019年9月 ㈱ピーエムドゥ 監査役（現任） 2019年9月 ㈱京葉ビルド 監査役（現任） 2020年2月 ㈱フィナンシャルドゥ 監査役（現任） 2020年3月 ㈱ハウスドゥ・ジャパン 監査役（現任） 2020年3月 ㈱小山建設 監査役（現任） 2020年3月 ㈱小山不動産 監査役（現任）	1,100株
	◇選任の理由 金融機関の法人部門での豊富な経験を有し、また、企業経営・企業財務・会計・監査に従事した経営経験並びに 識見も有しており、監査等委員である取締役として当該経験等を活かして、当社経営について専門的な観点から 取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待して取締役候補者といたしました。		

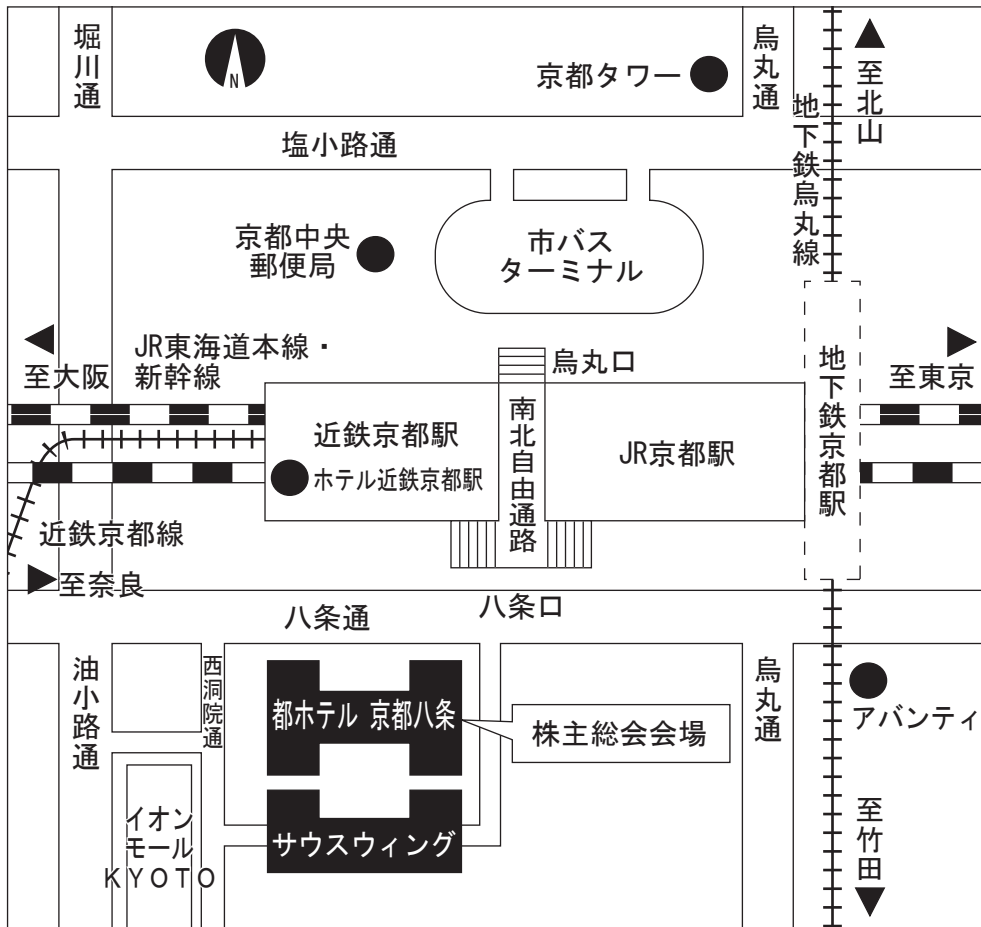
候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	やまもと くによし 山本 邦義 (1954年11月11日)	1978年4月 ㈱東海銀行(現:㈱三菱UFJ銀行) 入行 同行淵野辺、岐阜駅前各支店長及び㈱UFJ銀行(現:㈱三菱UFJ銀行) 四ツ谷法人営業部長兼支店長などを歴任 2010年7月 中小企業金融円滑化センター㈱ 代表取締役社長(現任) 2013年9月 当社 社外監査役 2017年9月 当社 社外取締役(監査等委員) 2019年9月 当社 社外取締役(監査等委員)兼 報酬諮問委員 (現任)	400株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該見識等を活かして当社の経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待して社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与頂く予定です。</p>			
3	※ ほんだ としえ 本多 利枝 (1964年10月7日)	1988年4月 スイス・ユニオン信託銀行㈱ 入行 2000年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2001年10月 弁護士登録 すぎたに法律事務所 入所 2002年8月 林法律事務所 入所 2006年7月 イーバンク銀行㈱(現:楽天銀行㈱) 入行 法務室長 2012年4月 弁護士登録抹消(留学の為) 2015年2月 アメリカ合衆国ワシントン州立 University of Washington School of Law 客員研究員 2015年7月 弁護士再登録 林法律事務所 入所(現任) 2020年9月 当社 社外取締役(現任)	200株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>弁護士として企業法務について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして当社のコーポレート・ガバナンスを強化するべく、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待して社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外取締役の立場以外で会社の経営に参加したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担っていただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山本邦義氏及び本多利枝氏は、社外取締役候補者であります。
4. 山本邦義氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、本多利枝氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、山本邦義氏は過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、山本邦義氏及び本多利枝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 本議案における各氏は、現在、いずれも当社の取締役であるところ、当社は、保険会社との間で、各氏を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時（2021年9月1日時点）においても同内容での更新を予定しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約には免責額の定めを設けておりません。
7. 当社は、山本邦義氏及び本多利枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：京都市南区西九条院町17
 都ホテル 京都八条 地階 陽明殿
 TEL 075-661-7111



交通 J R ・ 新幹線 ・ 近鉄京都駅八条口より 徒歩約 2分
 地下鉄京都駅より 徒歩約 5分

